

船舶事故調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年11月21日 17時30分ごろ
発生場所	愛知県南知多町師崎港片名東方沖 師崎港片名沖防波堤南灯台から真方位080° 850m付近 (概位 北緯34° 42.7′ 東経136° 58.8′)
事故の概要	貨物船明栄丸は、南進中、また、漁船海楽丸は、底引き網をえい網中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年12月4日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 明栄丸、499トン 134730、有限会社宝洋、株式会社宝山 B 漁船 海楽丸、5.7トン AC2-3385（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） 航海士A、四級（航海） B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 操舵室上部に破口、マスト及び揚網用ウインチが倒壊等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 日没時刻：16時44分
事故の経過	A 船は、船長A及び航海士Aほか3人が乗り組み、法定灯火を表示し、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、師崎水道に向けて師崎港片名東方沖を南進していた。 船橋当直の航海士Aは、右舷船首方200m付近に紅色の灯火を認めたが、止まっているように見えたので、同じ針路及び速力で航行していたところ、師崎水道通過に備えて在橋していた船長Aから紅色の灯火が接近して来るので左転して避けるように指示された。 A 船は、航海士Aが左舵を取り、船長Aが、汽笛で短音を連続して鳴らし、探照灯をつけて主機を後進としたものの、B 船と衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、約1knの速力で底引き網をえい網中、船長Bが、左舷前方で作業中の2隻の漁船が気になって見ていたところ、左舷方から間近に迫るA 船に気付いたもののどうすることもできず、A 船と衝突した。 船長Bは、A 船からの汽笛及び探照灯の明かりに気付かなかった。

	<p>B船は、動力船の法定灯火のほか、操舵室上部のマスト頂部に紅色全周灯1個を表示していたが、トロールによる漁ろうに従事していることを示す綠色全周灯を表示していなかった。</p>
分析	<p>A船は、南進中、航海士Aが、B船の紅色全周灯を認めたものの、B船が止まっているものと思い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、同じ針路及び速力で航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、底引き網をえい網中、船長Bが、左舷前方で作業中の2隻の漁船を見ていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が南進中、B船が底引き網をえい網中、航海士AがB船に対する見張りを適切に行わず、また、船長Bが周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、継続して他船の動向を確認するなど、常時適切な見張りを行い、衝突のおそれの有無を判断すること。 ・作業中の漁船であっても、周囲を確認し、必要に応じて衝突を避けるための措置を採ること。 ・夜間、トロール漁業に従事する漁船は、作業中に正規の法定灯火を表示すること。